

---

## 令和元年度第1回青森市入札監視委員会 会議概要

---

### ○開催日時

---

令和元年7月31日（水） 午前10時00分～午前11時20分

### ○開催場所

---

福祉増進センター 2階 研修室

### ○出席委員

---

委員長	塩谷	未知
委員長職務代理者	磯	裕一郎
委員	蝦名	和美
委員	吉田	英久

### ○事務局

---

山谷 直大（総務部理事次長事務取扱）  
三上 智幸（総務部参事契約課長事務取扱）  
小倉 信三（浪岡事務所総務課長）  
小山内 孝育（総務部契約課主幹）  
西村 公誠（浪岡事務所総務課主幹）

ほか総務部契約課、都市整備部道路維持課、環境部下水道整備課、環境部清掃管理課職員

### ○議事

---

#### 1 開会

#### 2 組織会

（委員長の選出）

委員の互選により、塩谷未知委員が委員長に就任した。

（委員長職務代理者の指名）

委員長が磯裕一郎委員を委員長職務代理者に指名した。

#### 3 会議

##### （1）報告事項

①建設工事の入札及び契約手続の運用状況等について

事務局から配付資料に基づき報告を行った。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員	事務局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ほぼ全ての項目で落札率が低下しているが、何か理由があるのか。</li> <li>○ 一者随意契約で、落札率が 100% とならないのは何故か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 理由について分析は行っていない。</li> <li>○ 一者随意契約であっても、市側で予定価格を設定し、その後、相手方から見積を徴しており、予定価格以下でなければ契約を締結できないため、必ずしも 100%とはならない。</li> </ul>

## ②総合評価落札方式の試行に係る業種の拡大について

事務局から配付資料に基づき報告を行った。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員	事務局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総合評価落札方式の入札に参加するためには、価格以外の評価点が一定以上でなければ参加できないなどの制約はあるのか。</li> <li>○ 価格以外の評価点はどのように採点するのか。</li> <li>○ 評価項目はどのように決定したのか。</li> <li>○ 対象となる工事について、これまで 5,000 万円以上の土木一式工事のみだったものを、8 月以降は建築一式、電気及び管工事を含めた 4 業種に拡大した理由は何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ そのような制約はないが、価格以外の評価点が極端に低い場合、落札候補者となることは難しいと思われる。</li> <li>○ 入札の際に、業者側で自己採点した採点表と評価の基となる証拠書類等を添付してもらい、契約課でその内容を確認する。疑問点があれば、業者側にも再確認するが、概ね自己採点どおりの点数となる。</li> <li>○ 評価項目の多くは青森県の同制度に準拠し設定した。</li> <li>○ 昨年度導入した 5,000 万円以上の土木一式については、2 件実績があり、そのうち 1 件は工事も完了し完成検査において高い工事成績評定が出た。その効果を波及させるために、今年度は対象業種の拡大を検討するにあたり、概ね毎年、予定価格 5,000 万円以上の入札実績が</li> </ul>

<p>○ 今後も対象工事を拡大していく予定はあるのか。</p>	<p>ある業種を選定したところ、今回の4業種となったもの。</p> <p>○ その効果を検証し、今後検討していく。</p>
---------------------------------	---

### ③指名停止措置等の運用状況について

事務局から配付資料に基づき報告を行った。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員	事務局
<p>○ 2番目の案件で、指名停止の理由として、「県発注工事において、建設業法違反行為が確認されたことにより、青森県知事から営業停止命令を受けた」とあるが、その内容を確認したい。</p>	<p>○ 建設業法等で規定する建設工事の範囲(500万円未満)を超えた工事を請け負うためには、建設業法の許可が必要だが、その許可を受けずに元請業者と下請契約を締結したもの。</p>
<p>○ 4番目の案件で、「契約締結後、施工できないとの申し出があった」とあるが、どういう事情だったのか。</p>	<p>○ 学校のバスケットボール台の修繕工事であったが、契約締結後、改めて現場を確認した際、見積で想定していた工法では修繕できないことが判明し、適正な工法では契約金額では収まらなくなったため契約解除の申し出があったもの。</p>

## (2) 審議事項

### ①抽出事案(その1)について

『青柳橋橋梁補修(30-2)工事』(条件付き一般競争入札)

当該事案について、事務局から配付資料に基づき説明を行い、委員による審議の結果、入札参加資格、入札経過等について、特に問題となるような点は見受けられなかった。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員	事務局
<p>○ 当該工事の工期が2020年3月31日までとされた理由について、全国的な高力ボルト不足が理由ということだが、入札の際に延期や取り止めといった検討はあったのか。</p>	<p>○ 入札の段階では工期を2019年3月までとしていたが、ちょうど入札を行った10月頃に高力ボルト不足の問題があり、落札業者と協議し、工期を1年延長したもの。</p>

○ 高力ボルト不足について、改善の兆しは見えているのか。	○ 現在も続いており、発注側も苦慮している。
○ 高力ボルト不足は、各自治体の橋梁修繕工事の発注時期などにも影響を与えているのか。	○ 各自治体で管理するそれぞれの橋梁の状況にもよるため、一概に影響があるかは不明である。

## ②抽出事案（その2）について

『青森市立浪岡病院精神病棟等解体工事』（条件付き一般競争入札）

当該事案について、事務局から配付資料に基づき説明を行い、委員による審議の結果、入札参加資格、入札経過等について、特に問題となるような点は見受けられなかった。

委員	事務局
※質疑事項なし	

## ③抽出事案（その3）について

『平岡汚水3号幹線第2工区工事』（条件付き一般競争入札・総合評価落札方式）

当該事案について、事務局から配付資料に基づき説明を行い、委員による審議の結果、入札参加資格、入札経過等について、特に問題となるような点は見受けられなかった。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員	事務局
○ 総合評価落札方式において、価格の評価点と価格以外の評価点が全く同じで、順位が1位の者が複数居た場合はどのように落札候補者を決定するのか。	○ くじ引きにより決定する。
○ 価格だけを見ると同額の入札金額が複数者いるが、なぜなのか。	○ 土木工事については、積算ソフトが市販されていること、また、青森県土整備事務所発行の「土木工事標準積算基準書」、「土木工事及び業務委託設計単価表」が公表されており、こちらに則って積算すると、比較的簡単に市の予定価格に近い数値を積算できるためと認識している。
○ 積算ソフトには種類があるのか。	○ 複数あると聞いている。

<p>○ 最低制限価格は公表されているのか。</p>	<p>○ 各入札の最低制限価格は公表されていないが、計算式は公表されている。</p> <p>土木一式工事については、比較的簡単に積算できると認識しており、算出された額に計算式に当て嵌めることで最低制限価格も容易に算出されるものとする。</p>
----------------------------	---

#### ④抽出事案（その4）について

##### 『青森市清掃工場破碎選別処理施設復旧工事』（随意契約（一者））

当該事案について、事務局から配付資料に基づき説明を行い、委員による審議の結果、入札参加資格、入札経過等について、特に問題となるような点は見受けられなかった。

委員	事務局
※質疑事項なし	

#### (3) その他

##### ①次回会議の開催日程等について

次回会議は、令和元年11月以降に開催することとし、令和元年4月から令和元年9月までに入札した建設工事を審議案件の対象とすることとした。

##### ②次回審議案件の抽出について

次回会議の審議案件抽出委員については、議委員が指名された。

#### 4 閉会